

総合規制改革会議「第2次答申」

～ 経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革～

平成14年12月
総合規制改革会議

答申の特徴

「経済活性化」が、本年度の統一テーマ

「規制改革特区」、「官製市場の見直し」など、

5つの「分野横断的・省庁横断的」手法を導入

(7月の「中間とりまとめ」で提案)

今後の規制改革の推進に当たっては、経済財政諮問会議との更なる連携強化

これまでの「規制改革」の取組

2001年

4月

「総合規制改革会議」（議長：宮内義彦オリックス会長）を総理の諮問会議として、内閣府に新設。

【会議の特徴】

「民間主導」による改革：総理任命の民間委員（15名）と専門委員が各分野（WG）毎に各省庁と直接折衝
「個別要望への対応」から「システム全体の变革」へ
「経済財政諮問会議」「行政改革推進本部」「IT戦略本部」等と密接に連携

7月

総合規制改革会議「重点6分野に関する中間とりまとめ」

【ポイント】

「生活者向けサービス分野」（社会的規制分野）を中心
- 「医療」「福祉・保育等」「人材（労働）」「教育」「環境」「都市再生」
原則全ての項目に「実施時期」を明記
各省との折衝プロセスは、ハイレベル（事務次官レベル）

9月

「改革工程表」における規制改革事項の前倒し

【ポイント】

「規制改革」を、その中核に位置付け
「中間とりまとめ」にある殆どどの項目を原則「実施時期を1年程度前倒し」した上で盛り込み

12月

総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」

【ポイント】

「重点6分野」に加え、その他の分野（注）も含め、全15分野を対象
（注）「競争政策」「法務」「金融」「流通」「農業」「エネルギー」「運輸」「基準認証等」「手続簡素化」
政府として「最大限尊重」する旨の閣議決定

2002年

3月

総合規制改革会議「規制改革推進3カ年計画（改定）」

【ポイント】

前年3月に策定した計画を4月に発足した総合規制改革会議における議論を通じて大幅改定。
「第1次答申」に盛り込まれた個別の規制改革事項の「全て」を、政府の計画として決定。

7月

総合規制改革会議「中間とりまとめ」

【ポイント】

「経済活性化」を総括テーマとして、分野横断的な5つのテーマについて検討
新しい事業の創出、民間参入・移管拡大による官製市場の活性化、活性化に資するビジネス・生活
インフラ整備、事後チェックルールの整備、規制改革特区

答申のポイント

～ 第1章 横断的分野 ～

・ 「構造改革特区」制度の適切な実施と早期改善に向けて

(1) 「構造改革特別区域法」の評価

- ・ 当会議の「中間とりまとめ」に沿った形で、いわゆる「通則法」が整備された点を評価。
 - 申請・認定等の内閣における手続き・決定プロセスの一元化
 - 幅広い規制の特例措置からの地方公共団体による選択
 - 規制の特例措置の定期的な追加

(2) 特区法の適切な実施の確保

- ・ 法施行前に準備される「基本方針」・政省令・通達等について地方公共団体の意思が最大限尊重されるよう、その策定状況を監視。
- ・ 今後1年以内に定められる予定の的確な「評価体制」の確立。

(3) 第2次提案募集の積極的活用と、特区制度の対象となる規制の追加

- ・ 1月15日を締切りとした第2次募集を受けて、必要に応じ、速やかに基本方針を改訂するとともに、次期通常国会において特区法の改正を行う。

(4) 特区制度の活用も含めた更なる規制改革の推進

- ・ 「全国において実施する」とされた規制改革事項の深堀り等
(別表において対応)
- ・ 「現行制度で対応可能」とされている事項の周知徹底

当会議として、「残された課題」と考える主な規制改革事項(特区)

- ・ 株式会社等による学校の経営の解禁
- ・ 株式会社等による医療機関の経営の解禁
- ・ 大学・学部・学科の設置等の完全自由化(認可制から届出制へ)
- ・ 株式会社等による農地取得の解禁
- ・ 混合診療の解禁
- ・ 労働者派遣業務の医療分野への適用拡大

など

・民間参入の拡大による「官製市場」の見直し

(1) 公共サービス分野における民間参入

- ・以下をはじめとする19の事務・事業につき、計画的、積極的に民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進 <14年度以降逐次実施>
 - 駐車違反对応業務の民間委託拡大に向けた法制度の在り方の検討
<15年度中に結論>
 - 国税(ATM)、地方税(コンビニ)の納税者利便の向上
<15年度中に措置>
 - 国立病院、切手・葉書・証券・政府刊行物の製造等に関する独立行政法人の業務・組織の在り方の検討
<最初の中期目標期間終了時速やかに検討・結論>

当会議として、残されたと考える課題

- ・医療、福祉、教育、農業等の公的関与の強い分野における「株式会社の市場参入・拡大」

答申のポイント

～ 第2章 個別分野 ～

・「競争政策」の整備（競争政策分野）

（１）独占禁止法のエンフォースメントの見直し・強化

- ・課徴金制度の見直し（課徴金減免プログラムの導入、課徴金適用対象の拡大など）
＜ 15年度中に措置＞

（２）公正取引委員会における審査機能・体制の見直し・強化

- ・独占禁止法違反事件、企業結合に関する審査機能・体制の強化
＜ 15年度以降逐次実施＞
 - 民間等の外部人材の積極的な受け入れ
 - 審査の迅速化のための目標の設定・公表
 - 企業結合案件に関する透明性向上（判断理由・基準等の明示）

（３）専門分野におけるエンフォースメントの強化

- ・証券取引分野における市場監視機能の強化
＜ 15年度中に検討・結論＞

（４）政府調達制度の見直し

- ・「中小企業者向け契約目標」設定に係る透明性確保
＜ 15年度中に措置＞
- ・指名停止措置の更なる強化
＜ 15年度中に検討＞

・「社会的規制」分野（教育、農業、医療、福祉）の規制改革

1. 教育・研究

（1）教育主体の多様化

- ・ 大学院レベルの社会人のための職業実務教育等の分野における株式会社の参入 < 15年度中に検討・結論 >
- ・ コミュニティ・スクール導入に向けた制度整備
< 15年中に検討・結論 >
- ・ 学校法人の要件緩和（校地・校舎面積基準）
< 15年度中に検討・結論 >

（2）高等教育の活性化と産学連携の推進

- ・ 大学の設置等における校地面積基準及び自己所有要件の大幅な緩和
< 14年度中に措置 >
- ・ 国立大学教員等の勤務時間内兼業に係る基準等の明確化
< 15年度から実施 >

2 . 農林水産業

(1) 農地利用規制

- ・ 農地転用許可等、農地利用規制の適正化等による優良農地の保全
＜ 1 4 年度に検討開始、1 5 年度以降逐次実施 ＞

(2) 農協への規制

- ・ 農協の事業運営の見直し（経営の健全性の確保等）
＜ 1 4 年度に検討開始、1 5 年度以降逐次実施 ＞
- ・ 農協系統事業の見直し
 - 共通経費等に関する区分経理の徹底等 ＜ 1 4 年度中に措置 ＞
 - 信用・共済事業の在り方、信用・共済事業を含めた分社化、事業譲渡等の組織再編が可能となる措置の検討
＜ 1 4 年度に検討開始、1 5 年度以降逐次実施 ＞
- ・ 公正な競争条件の確保（適用除外制度の検証、違反取締の強化）
＜ 1 4 年度に検討開始、1 5 年度以降逐次実施 ＞

3 . 医療

- ・ 公的保険と保険外診療の併用の推進
 < 15年度中に措置（逐次実施） >
- ・ 診断群別定額報酬支払い方式の導入
 < 15年度より計画を明示して検討 >
- ・ 病床規制のあり方を含め地域医療計画について検討し、措置
 < 14年度より検討、17年度中の早期に措置 >
- ・ 一定の医薬品については、医薬部外品に移行し、一般小売店において販売できるよう、専門家による検討を開始し、結論
 < 14年度に検討開始、15年度末を目途に結論 >
- ・ 保険者によるレセプト審査・支払
 < 13年度中に措置（未措置事項） >

4 . 福祉等

- ・ 幼稚園と保育所の連携の推進（幼稚園教諭免許・保育士資格の相互取得の促進、幼稚園と保育所の一体的運営の推進）
＜ 1 5 年度中に措置 ＞
- ・ 調理室の共同利用など保育所の調理室必置義務の見直し
＜ 1 5 年度中に措置 ＞
- ・ 訪問介護において実施可能な身体介護業務の範囲明確化（ホームヘルパー等による痰の吸引等） ＜ 1 4 年度中に検討・結論 ＞

・新規産業・雇用の創出など、経済活性化に直結する規制改革

1. 雇用・労働

(1) 円滑な労働移動を可能とする規制改革

- ・職業紹介規制の抜本的緩和（手数料規制緩和、無料職業紹介事業の拡大）

＜前倒しで検討実施、次期通常国会法案提出等所要の措置、ほか＞

(2) 就労形態の多様化を可能とする規制改革

- ・労働者派遣制度の大幅見直し（派遣期間の延長又は撤廃、対象業務の拡大（製造業の解禁））

＜前倒しで検討を実施、次期通常国会に法案提出等所要の措置＞

- ・有期労働契約の拡大（契約期間上限の3年又は5年への延長）

＜次期通常国会に法案提出等所要の措置＞

- ・裁量労働制の拡大（導入手続きの簡素化、適用対象事業場の拡大）

＜前倒しで検討を実施、次期通常国会に法案提出等所要の措置＞

(3) 新しい労働者像に応じた制度改革

- ・解雇ルール of 法制化

＜次期通常国会に法案提出等所要の措置＞

2 . 住宅・土地、公共工事

(1) 都心高度化・高度利用の推進

- ・ 都心部における複合的な用途を積極的に誘導する「混合用途地域」の創設
＜ 1 5 年度以降検討 ＞

- ・ 道路空間と建築物の立体的利用の推進

＜ 1 4 年度検討開始、 1 5 年度以降結論 ＞

(2) 新たな時代の要請に対応した手続等の見直し

- ・ 建築確認・検査業務と仮使用手続の見直し

＜ 1 4 年度検討開始、 1 5 年度結論 ＞

(3) 不動産市場の整備

- ・ 不動産取引価額情報の開示 ＜ 1 4 年度検討開始、 1 5 年度結論 ＞

3. 事業活動円滑化

(1) 燃料電池関連分野の規制改革

- ・燃料電池自動車、水素インフラ、家庭用燃料電池の17年度の実用化・普及に向け、それまでに、15年度から16年度にかけて、個別の規制改革について措置。

(2) アニメーションなどのコンテンツ分野の規制改革

- ・コンテンツ産業の一層の飛躍的成長のために、契約の適正化と資金調達手段の多様化を推進。
 - コンテンツ分野に対する下請代金遅延等防止法（下請法）の適用
＜次期通常国会に法案提出等＞
 - 契約見本の策定・周知
＜平成15年度中に措置＞
 - 資金調達多様化に向けた信託の対象への著作権等知的財産の追加

＜平成15年度中に検討・結論＞（金融分野にも再掲）

(3) 民間事業活動を阻害する手続簡素化等の規制の改革

- ・別表に、合計77の規制改革事項を掲載。
 - 行政手続の簡素化 ... 5 1
 - 既存制度の解釈の明確化 ... 5
 - 基準認証・保安・資格制度の見直し ... 2 1

その他

3つの横断的分野

(新しい事業の創出、ビジネス・生活インフラ整備、事後
チェックルールの整備)

5つの個別分野

(法務、金融、エネルギー、運輸、環境)

についても答申

以上

総合規制改革会議委員名簿

議長	宮内義彦	オリックス株式会社代表取締役会長兼グループCEO
議長代理	鈴木良男	株式会社旭リサーチセンター代表取締役社長 官製市場、医療、エネルギー・運輸、ITの各WG主査
委員	奥谷禮子	株式会社ザ・アール代表取締役社長
	神田秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授 新規事業創出、競争政策、法務、金融の各WG主査
	河野栄子	株式会社リクルート代表取締役社長
	佐々木かをり	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長
	清家篤	慶應義塾商学部教授 事後チェックルール整備、雇用・労働の各WG主査
	高原慶一郎	ユニ・チャーム株式会社代表取締役会長 事業活動円滑化WG主査
	八田達夫	東京大学空間情報科学研究センター享受 ビジネス・生活インフラ整備、住宅・土地・公共工事、 環境の各WG主査
	古河潤之助	古河電気工業株式会社代表取締役社長
	村山利栄	ゴールドマン・サックス証券会社調査部マネージング・ディレクター
	森稔	森ビル株式会社代表取締役社長
	八代尚宏	社団法人日本経済研究センター理事長 規制改革特区、福祉等、農林水産業、流通の各WG主査
	安居祥策	帝人株式会社代表取締役会長
	米澤明憲	東京大学大学委情報学環教授 教育・研究WG主査

総合規制改革会議専門委員名簿

【新規事業創出WG】

川本 裕子 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン東京支社シニア・エキスパート

【官製市場見直しWG】

安念 潤司 成蹊大学法学部教授
稲葉 清毅 群馬大学名誉教授
田中 一昭 拓殖大学政経学部教授

【ビジネス生活インフラ整備WG】

久米 良昭 那須大学都市経済学部教授

【規制改革特区WG】

福井 秀夫 政策研究大学院大学教授

【競争政策、法務、金融WG】

川本 裕子 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン東京支社シニア・エキスパート

【教育・研究WG】

金子 郁容 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授

【医療WG】

河北 博文 医療法人財団河北総合病院理事長
長谷川友紀 東邦大学医学部公衆衛生学講座助教授
阿曾沼元博 国際医療福祉大学国際医療福祉総合研究所教授

【福祉等WG】

池田 省三 龍谷大学社会学部教授

【雇用・労働WG】

小鳶 典明 大阪大学大学院法学研究科教授

森戸 英幸 成蹊大学法学部教授

【農林水産業、流通WG】

神門 善久 明治学院大学経済学部助教授

【住宅・土地、公共工事WG】

浅見 泰司 政策研究大学院大学教授

【環境WG】

大塚 直 早稲田大学法学部教授